

KEiROWプラス サービス利用規約

第1条（語句の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は以下のとおりとします。

1. 「本サービス」とは、第1条に定める目的のために、当社が利用者に対して提供するサービス「KEiROWプラス」のことをいいます。
2. 「利用希望者」とは、本サービスの利用を希望する者をいいます。
3. 「利用者」とは、第4条第1項に定めに基づき当社等との間で利用契約が成立した利用希望者をいいます。
4. 「当社」とは、株式会社HITOWAのことをいいます。
5. 「加盟店」とは、当社が運営するフランチャイズ事業の加盟店をいいます。
6. 「当社等」とは、当社及び加盟店のことをいいます。
7. 「当社等スタッフ」とは、当社等において、本サービスの提供にかかる業務に従事する従業者等をいいます。
8. 「施設等」とは、当社等が本サービスを提供する場所をいい、当社等の管理する施設の他、利用者の自宅等を含みます。
9. 「初回お試しプラン」とは、本サービスの申込みプランのひとつであって、本サービスを初めて利用する利用者が、当社等が別途定める利用料を支払うことで、1度だけ、本サービスを利用できるプランをいいます。
10. 「月額固定プラン」とは、本サービスの申込みプランのひとつであって、利用者が、当社等が別途定める利用料を毎月支払うことで、当社等が別途定める所定の回数だけ、本サービスを利用できるプランをいいます。利用料および利用回数は、月額固定プランごとに異なるものとします。

第2条（適用）

1. 本規約は、利用者が遵守すべき事項及び利用者と当社等との関係を定めるものです。
2. 本規約のほか、当社等が本サービスに関する利用条件、ルール等を定めた場合、これらは本規約の一部を構成するものとします。
3. 利用者は、本規約の内容を十分理解した上でその内容を遵守することに同意して本サービスを利用するものとします。本サービスを利用した場合には、当社等は、当該利用者が本規約を遵守することに同意したものとみなします。

第3条（本サービスの目的）

本サービスは、筋肉の柔軟性や関節の可動域を広げる、筋力強化トレーニング等を行うことで痛みの緩和や姿勢改善、動作改善・嚥下機能向上などの健康維持・QOLの向上を期待するもので、医療行為や傷病の治療などは目的としておりません。また、施術の結果には個人差があり、必ずしも効果があるとお約束できるものではありません。施術中や施術後の痛み・違和感などの状態の変化に関しても、当社等では責任を負いかねます。

第4条（利用申込手続き）

1. 利用希望者は、本規約の内容に同意の上、当社等所定の申込書または申込みフォームにて申込みの意思表示を行うものとし、当社等が当該申込みに対して承諾の意思表示を行った時点で、当社等と利用希望者との間に本規約を内容とする本サービスに関する契約（以下「利用契約」といいます）が成立するものとします。

2. 前項に定める申込み手続きを行うことができるのは、利用希望者本人とし、利用希望者本人が申込み手続きを行う事が困難な場合に限り、代行者（利用希望者の親族・第三者（ケアマネジャー等））が利用希望者に代わって申込み手続きを行うことが出来るものとします。この場合においては、代行者は、当社等に対し、利用希望者が本規約に同意している旨および代行者が利用希望者の申込み手続きを代行する権限を有している旨を、保証するものとします。
3. 利用希望者は、申込情報の記入にあたり、記入した情報は全て真実であることを保証するものとし、記入した情報全てにつき、その内容の正確性・真実性・最新性等一切について、利用希望者自らが責任を負うものとします。
4. 利用希望者は、自らの意思によってのみ本サービスに申込みものとします。
5. 利用者は、自らの意思によって本サービスを利用し、利用にかかわるすべての責任を負うものとします。
6. 利用希望者は、本サービスの申込みにあたり、第9条第1項に定める事項を表明し、確約するものとします。
7. 当社等は、利用希望者が前項で表明・確約した事項に虚偽または不正確な事項が含まれると、当社等が判断した場合、利用希望者の本サービスの申込みを拒絶できるものとします。この場合において、当社等は、申込みの拒絶について一切の責任を負わず、また申込みを拒絶する理由を利用希望者及び代行者に説明する義務を負わず、利用希望者及び代行者はそれにつき異議を申し立てないものとします。さらに、当社等が申込みを承諾した場合において、利用者が本サービスの利用を開始した後に、利用希望者が前項で表明・確約した事項に虚偽または不正確な事項が含まれると当社等が判断した場合には、第1項に定める承諾の意思表示を取り消すことがあります。

第5条（契約期間）

1. 初回お試しプランの契約期間は、前条第1項に定める利用契約の成立日に始まり、初回お試しプランのサービス提供の完了をもって終了するものとします。
2. 月額固定プランの契約期間は、前条第1項に定める利用契約成立日の属する月の末日から1年間とします。ただし、当社等または利用者から契約期間満了の1ヶ月前までに更新拒絶の意思表示がない限り、同一条件の下1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

第6条（利用契約の解約）

1. 利用者は、初回お試しプランの利用契約の解約を希望する場合には、初回お試しプランのサービス実施予定日の2営業日前までに、当社等に連絡するものとします。
2. 利用者は、月額固定プランの利用契約の解約を希望する場合には、当社等に対し所定の解約手続きを行うことにより、解約手続きを行った日の翌月末日（以下「解約日」といいます）をもって解約することができます。
3. 前項に関わらず、当社等が特別に認めた場合、別途当社等が定める日をもって、本契約を解約できるものとします。この場合において、当該解約月におけるご請求額は、以下のとおりとします。

ご利用プランの月額利用料 × （当該解約月におけるご利用回数 / ご利用プラン所定の利用回数）

第7条（サービス日時の変更）

1. 利用者は、初回お試しプランのサービス日時の変更を希望する場合には、初回お試しプランのサービス実施予定日の2営業日前までに、当社等に連絡するものとします。
2. 利用者は、月額固定プランのサービス日時の変更を希望する場合には、サービス実施予定日の2営業日前までに、当社等に連絡するものとします。当該期日以降は、サービス日時の変更をすることができません。
3. 月額固定プランを申込み中の利用者が、前項に定めるサービス日時の変更手続きを行わなかった場合、当社等は、当該利用者の本サービスの利用の有無にかかわらず、当該利用者が、サービス日時当日において、

本サービスを利用したものとみなします。この場合、月額固定プランごとに定められた月間の利用回数1回分として、カウントいたします。

4. 月額固定プランを申込み中の利用者が、当月内に所定の回数のサービスを利用できなかった場合でも、翌月以降に振替することはできません。また、利用者は、当該未利用分について、当社等に対して、月額利用料の減額や返金を求めることができません。

第8条（サービス利用料）

利用者は、当社等が別途定める利用料を、当社等が別途定める支払期日までに、当社等が別途定める方法にて、支払うものとします。

第9条（表明事項）

1. 利用者は、本サービスの申込みまたは利用にあたり、以下に定める事項を表明し、確約するものとします。

- (1) 本サービスの利用を、医師から禁じられていないこと。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けていないこと。（※1）
- (3) 身体の障害により日常生活又は社会生活に相当な制限がないこと。（※1）
- (4) 妊娠していないこと。
- (5) 本サービス実施にあたり、支障をきたすような捻挫、打撲、肉離れ等の怪我をしていないこと。
- (6) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有していないこと。
- (7) 感染症、伝染病、その他、他人に感染するまたは伝染するおそれのある疾病を有していないこと。
- (8) 体調の良好であること（37.5℃以上の発熱、中等度の呼吸困難、めまい、吐き気などがないこと）。
- (9) 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下、合わせて「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (10) 反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 過去に当社等より除名処分または利用禁止処分を受けていないこと。
- (12) 当社等のスタッフの指示を理解できること、及び指示に従って行動できること。

※1 医師の同意により、本サービスの実施が、利用者に健康上の被害を生ずるものではないことを確認できた場合は、実施可能です。

2. 利用者は、前項で表明・確約した事項について変更が生じた場合、当社等に対し申告しなければなりません。

3. 利用者が第1項で表明・確約した事項に虚偽または不正確な事項が含まれる場合、当社等は、本サービスによって発生した悪影響に関しては責任を負いかねます。

4. 利用者が第1項で表明・確約した事項に虚偽または不正確な事項が含まれると、当社等が判断した場合、当社等は、利用者への本サービスをお断りすることがあります。この場合、利用者は異議申し立てをすることができません。

第10条（告知義務及び通知義務）

1. 利用者及び利用希望者は、申込み手続き、健康状態の申告、その他の手続きや当社等に提出する書類において、事実を告知するものとします。

2. 利用者及び利用希望者が前項に基づき告知した事実に変更が生じた場合には、利用者及び利用希望者は、速やかにその旨を当社等に通知し、当社等が指定する手続きをおこないます。

3. 利用者は、当社等が必要と認めた場合、医師の診断書、健康証明書等を提出、または身分証明書等本人確認情報を提示するものとします。

4. 利用者が前各項の義務を怠ったことにより利用者または第三者に生じた一切の損害について、当社等は責任を負わないものとします。

第11条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、次のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 他の利用者、当社等のスタッフを、許諾なく撮影をする行為。
 - (2) 他の利用者、当社等のスタッフの、財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
 - (3) 他の利用者、当社等のスタッフを、差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉若しくは信用を毀損する行為。
 - (4) 他の利用者、当社等のスタッフに対する、脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - (5) 他の利用者、当社等のスタッフに対する、物品販売等の営業行為、勧誘行為。
 - (6) 他の利用者、当社等のスタッフに対する、ビラ等の配布、宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為。
 - (7) 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、当社等の業務に著しく支障を来たす行為。
 - (8) その他、他の利用者、当社等のスタッフに迷惑をかける行為。
 - (9) その他、法令又は本同意事項に違反する行為。
 - (10) その他、本サービスの運営を妨げ、あるいは当社等の信用を毀損するような行為、又はその虞のある行為。
 - (11) 上記各号に準ずる行為。
 - (12) 上記の他、当社等がふさわしくないと判断した行為。
2. 利用者が前項に該当すると、当社等が判断した場合、当社等は利用者への本サービスをお断りすることがあります。この場合、利用者は異議申し立てをすることができません。

第12条（承諾事項）

利用者は、本サービスの提供を受けるにあたり、以下の各号について承諾するものとします。

- (1) 本サービスを提供するにあたり、ストレッチや測定時等の際に利用者のお身体に触れることがあること。
- (2) 本サービス提供は当社等が指定する場所のみとなり、利用者が自由に本サービス提供場所を指定することができないこと。
- (3) 利用者に提供する本サービスの内容や施設等の混雑状況などにより、1回あたりのサービス提供時間が前後する場合があること。

第13条（免責事項）

1. 当社等は、施術場所への移動中の怪我など、本サービス実施中以外に利用者に発生した事故・傷病については、一切責任を負いません。
2. 本サービス実施中に発生した事故・傷病について、当社等が責任を負うのは、当社等のスタッフに故意・重過失があった場合に限るものとします。

第14条（利用者の損害賠償責任）

利用者が本サービスを利用中、利用者の責に帰する事由により、当社等、当社等スタッフ、他の利用者、その他第三者に損害等を与えた場合、利用者がその賠償の責を負うものとします。

第15条（サービスの中断・変更・停止）

当社等は、以下のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部、又は一部を一時的に中断、変更又は停止できるものとします。当社等は、本条に基づき当社等が行った措置に基づき利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

- (1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害による危険が利用者に及ぶと判断した場合
- (2) 施設等の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合
- (3) 定期休業、臨時休業等による場合
- (4) その他重大な事由によりやむを得ない場合

第16条（サービス提供の停止又は利用制限、解除）

当社等は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は該当の恐れがあると当社等が判断した場合には、利用者への事前通知、承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部の提供を停止又は本サービスの利用を制限し、若しくは利用契約を解除することができます。

- (1) 利用者が本規約のいずれかの規定に違反している場合
- (2) 利用者の申込事項に事実虚偽の記載または記入漏れがあった場合
- (3) 利用者が、支払滞納もしくは支払不能、破産、会社更生手続き、民事再生手続きの申し立てを受け、または自ら申し立てる等、利用者の信用不安が発生したと当社等が判断した場合
- (4) 30日間以上にわたり当社等から利用者へ電話、メール、FAX等での連絡がつかない場合
- (5) 第三者の知的財産権、プライバシー、名誉権、肖像権、所有権の侵害またはそのおそれがある場合
- (6) その他当社等が利用者による本サービスの利用が不適切と判断した場合

第17条（個人情報の取扱いについて）

本サービスにお問い合わせ・お申込みされた利用者または利用希望者の個人情報は、当社ホームページの定め【<https://www.keirow.com/privacy/>】に従い、利用いたします。

第18条（秘密保持について）

1. 利用者及び当社等は、本サービスを通じて知り得た相手方の秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、第三者へ漏洩、開示してはならないものとします。ただし、利用者及び当社等は、法令に基づき開示義務を負っている場合、又は官公庁・裁判所等の公的機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合は、当該秘密情報を、必要最小限の範囲内で開示することができるものとします。

2. 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当することを受領者が客観的資料に基づいて合理的に証明することのできるものは、秘密情報等には含まれないものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、又はその後受領者の責によらずして公知となったもの。
- (2) 受領者が、正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- (3) 開示の時点で既に受領者が機密保持義務を負うことなく保有しているもの。
- (4) 受領者が、開示者から開示された情報によらずして独自に開発したもの。

3. 本条の定めは、利用契約終了後3年間有効に存続するものとします。

4. 当社等は、第1項にかかわらず、本サービスの開発、運営、保守、利用環境構築・維持、請求、管理などにおいて当社等の責任により合理的範囲内において第三者へ秘密情報を開示できるものとします。

5. 利用者及び当社等は、開示を受けた秘密情報等の取扱いに関して本契約に違反した場合、又は違反のおそれが生じた場合は、速やかにその旨を相手方へ報告し、その違反の予防又は是正、及び、これによる損害の

予防、拡大防止又は是正に努め、これらについて相手方の業務指示があるときはこれに従わなければなりません。

第19条（利用契約上の地位の譲渡等）

1. 利用者等は、当社等の書面による事前の承諾がない限り、利用契約上の地位、本規約上の地位、本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。
2. 当社等は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに利用者情報（個人情報を含みます）を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. 当社等および利用者は、相手方に対して、自己又は自己の代理人（自己の役職員含む。以下、同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - 1-1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、政治活動・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、反社会的勢力共生者、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）
 - 1-2. 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 1-3. 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 1-4. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - 1-5. 反社会的勢力等に対して資金等を提供、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 1-6. 役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社等および利用者は、自己又は自己の代理人が、第三者を利用して、次の各号の一に該当する行為を行わないことを保証します。
 - 2-1. 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む、暴力的な要求行為
 - 2-2. 法的な責任を超えた、或いは相当性を欠く不当な要求行為
 - 2-3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 2-4. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - 2-5. 被害者団体等、属性の偽装による相手方への要求行為
 - 2-6. その他前各号に準ずる行為
3. 当社等および利用者は、他者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、当該他者との利用契約を解除することができます。
 - 3-1. 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
 - 3-2. 第1項各号の保証に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
 - 3-3. 第2項各号の保証に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
 - 3-4. 相手方に対して、自身が反社会的勢力等である、又は関係者である旨を伝えるなどした場合
4. 前項の規定により利用契約が解除された場合には、解除された当事者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければなりません。
5. 第3項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された当事者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができません。

第21条（分離条項）

本規約に定めるいずれかの条項が管轄権のある裁判所により無効である旨判断された場合には、かかる条項は、法律が許容する限りで、本来の条項の趣旨を最大限実現するように変更または解釈されるものとし、また、本規約のその他の条項の効力には何らの影響を与えないものとします。

第22条（本規約の変更）

1. 当社等は、任意に本規約の全部又は一部を改定することがあります。この場合には本規約またはサービス内容は改定後の内容によります。
2. 前項の改定を行う場合は、利用者に対し、本規約を改定する旨及び改定後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、当該効力発生日の30日前までに、当社等のウェブサイト等で通知します。
3. 改定後の規約に契約者が同意されない場合は、利用者は当社等に対し、書面によりご利用いただいているプランの解約の申し出を行うものとし、その後の処理は、本規約に則り誠実に対応するものとします。

第23条（通知）

1. 当社等から利用者への通知は、電子メール、書面、本サービスの提供画面又は当社等のホームページに掲載するなど、当社等が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社等から利用者への通知を電子メールの送信又は本サービスの提供画面若しくは当社等のホームページへの掲載の方法により行う場合には、利用者に対する当該通知は、それぞれ電子メールが利用者のメールボックスを管理するサーバーに到達したとき又は本サービス提供画面若しくはホームページへの掲載を利用者が確認した時点から効力を生じるものとします。

第24条（準拠法）

本規約の準拠法は日本法とします。

第25条（合意管轄）

本サービスに関する一切の調停・紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（協議事項）

利用者及び当社等は、本規約に定めのない事項及び本規約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議の上、これを円満に解決するものとします。

第27条（ご相談窓口）

本サービス内容、ご請求や契約関係、ご意見、ご質問、苦情のお申し出その他利用者情報の取り扱いに関するお問い合わせは、右記の窓口までお願い致します。 TEL：0120-558-916（平日9:00～18:00）